

病床数適正化緊急支援基金
管理運営要領

令和〇年〇月〇日
医政発〇〇〇第〇〇号

第1 通則

病床数適正化緊急支援補助金により造成された「病床数適正化緊急支援基金」(以下「基金」という。)の管理、運用、取り崩し等及び基金を活用して行われる病床数適正化緊急支援事業(以下「基金事業」という。)については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業の実施

1. 基金事業の実施主体

- (1) 基金事業の実施主体は、別に定める公募要領により採択された団体(以下「基金管理団体」という。)とする。
- (2) 基金管理団体は、厚生労働省と連携し、基金事業を実施するものとする。
- (3) 基金管理団体は、別紙様式1による事業計画書を作成し、毎年度開始前に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2. 基金の造成

基金管理団体は、別添1に定める基金事業の実施に必要な経費の支出に充てるため、国からの補助金を原資として、基金を造成する。

3. 基金の基本的事項の公表

基金管理団体は、基金を造成した日の翌日から起算して45日以内に別紙様式2を作成し、自らのホームページにおいて公表しなければならない。なお、公表期間は、原則として基金を造成した日の属する年度の終了後5年間とする。

4. 基金の取崩し

- (1) 基金管理団体は、病床数の適正化を行う医療機関(以下「事業実施医療機関」という。)に対して、厚生労働大臣の認めた事業計画の範囲内で、別添1に定める基金事業を行うために必要な額を基金から取崩して交付することとする。
- (2) 基金管理団体は、必要に応じ、基金管理団体の行う業務に必要な経費を

基金から取崩し支出するものとする。なお、基金管理団体の行う業務に必要な経費については、具体的に以下のとおりとする。

※業務管理費

人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、委託・外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、一般管理費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの

5. 基金の管理・運用方法

(1) 基金管理団体は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。

① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に厚生労働大臣の了解を得るものとする。

② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に厚生労働大臣の了解を得るものとする。

- ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金及び譲渡性預金）
- ・ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証があるものに限る）

(2) 基金事業に係る基金からの支払は、別添1に定める事業実施医療機関へ交付すべき助成金の額の確定を実施した上で行うものとする。

(3) 事業実施医療機関が、基金管理団体から返納を命じられた金額が基金管理団体に納付された場合の基金の管理は(1)によるものとする。

6. 運用益の扱い

基金管理団体は、基金の運用によって生じた運用益について、当該基金に繰り入れるものとし、基金事業に充当すること。

7. 基金事業の遂行が困難となった場合

基金管理団体は、基金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

8. 基金事業を行う期間

(1) 基金事業の実施期限は令和8年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

- (2) ただし、令和8年度末における基金事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、令和9年度末まで基金事業を延長することができる。(この場合は、精算手続きが全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。)

9. 基金事業の中止又は終了等

- (1) 基金管理団体は、基金事業を中止し、又は終了する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 厚生労働大臣は、8に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができる。
- ① 基金管理団体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)その他の法令、交付要綱若しくは管理運営要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示等に違反した場合
 - ② 基金管理団体が、基金を本管理運営要領に定める以外の用途に使用した場合
 - ③ 基金管理団体が、基金事業に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ④ 基金管理団体が、11に基づく検査等に正当な理由なく従わない場合
 - ⑤ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 厚生労働大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合には、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) 基金事業の終了後又は基金の解散後において、事業実施医療機関から基金管理団体(終了又は解散した基金宛てのもの)への返還があった場合、基金管理団体は厚生労働大臣が指定する期日までにこれを国庫に返納しなければならない。
- (5) 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金管理に係る経費の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。
- (6) 基金を解散する前において残余额の全部又は一部について基金事業の実施見込みがないなどの事実が生じた場合は、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しな

なければならない。ただし、12の規定による基金管理の実施状況の報告と同時になる場合はこの限りではない。

- (7) 基金事業の実施状況その他の事情に照らして事業実施医療機関に対する交付額が過大であると厚生労働大臣が認め、交付金の全部又は一部に相当する額の納付を命じた場合には、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。
- (8) (3) から (7) の規定について、期限内に基金への充当又は国庫納付がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当又は国庫納付を併せて命ずるものとする。

10. 基金の経理等

- (1) 基金管理団体は、基金の経理について、他の事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 基金管理団体は、(1) の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (3) 基金からの支払いにあたっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え実施すし、毎年度精算するものとする。なお、厚生労働大臣は、必要に応じて、基金管理団体に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。
- (4) 基金管理団体は、自身が実施する業務を委託又は外注する場合は、原則、二社以上の見積もりを取得し、その中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。なお、二社以上の見積もりを取得していない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。
- (5) 基金管理団体は、自身が実施する業務を委託又は外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- (6) 精算処理を行う委託先又は外注先からさらに再委託又は外注（以下「再委託等」という。）を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。

1 1. 基金の検査等

- (1) 各年度、厚生労働省が求める場合は、厚生労働省が指定する監査機関の監査を受けなければならない。
- (2) 厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金管理団体及び事務局に対し報告を求め、又は厚生労働省の職員を事業所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (3) 厚生労働大臣は、(1)及び(2)に基づく検査等のほか基金管理団体が実施する業務の委託先及び外注先（委託先・外注先からさらに再委託先・再外注先を含む）に対して、検査等を行うことができるものとし、基金管理団体は当該検査等の実施に必要な措置を講じるものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、(1)、(2)又は(3)の調査により、適正化法、施行令その他の法令、交付要綱又は本管理運営要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金管理団体に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- (5) 基金管理団体は、その業務実施に際し、再委託等を行う場合、再委託等の相手方に対して、(3)の検査等を受け入れる体制を確保するよう、求めなければならない。

1 2. 実績報告等

- (1) 基金管理団体は、基金管理を行う期間において、毎年度、6月末、9月末、12月末及び3月末の基金の額（残高及び国費相当額）を公表する。また、翌年度の7月末日までに、基金管理団体は、以下の内容について別紙様式3を作成し厚生労働大臣に報告しなければならない。
 - ・ 基金の額（残高及び国費相当額）
 - ・ 基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）
 - ・ 基金事業等の実施決定件数・実施決定額
 - ・ 基金の保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）及び保有割合の算出根拠
- (2) 基金管理団体は、(1)の他、基金事業の申請状況について、別添2に応じて事業実施医療機関への支払いと同時に以下の情報をとりまとめ、事業実施医療機関から提出された申請をまとめたエクセルと共に、支払いを行った翌月10日までに厚生労働大臣へ提出しなければならない。
 - ① 都道府県別の事業実施医療機関数及び病床数（一般・療養・精神の

別)

② 都道府県別の交付決定医療機関数及び交付決定病床数（一般・療養・精神の別）

③ 上記のほか、別に厚生労働省から指示があった事項

(3) 基金管理団体は、上記(2)の報告を各都道府県に対し行うこととする。なお、報告の際は各都道府県に所在する事業実施医療機関の情報のみ報告を行うこととする。

(4) 基金管理団体において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理又は大幅な事務実施体制の変更等、基金管理に影響を及ぼしうる変更があった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(5) 基金管理団体は、自身が実施する業務を委託又は外注（契約金額100万円未満は除く）した場合は、当該業務に係る実施体制図（契約相手先明、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、契約締結後速やかに厚生労働大臣に提出しなければならない。

13. 余剰金の返還

(1) 厚生労働大臣は、11に基づく検査又は、12(4)に基づく実施体制の変更等の結果、基金に余剰があると認める場合には、基金管理団体に対し、余剰金の返還を求めることができる。

(2) 基金管理団体は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けた場合には、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。なお、余剰金の計算に疑義がある場合には、別途厚生労働大臣と協議を行うこととする。

第3 基金管理団体の業務

基金管理団体は、基金を用いて事業実施医療機関に対する補助金の交付等の業務について実施するものとする。

1. 実施体制の整備

(1) 基金管理団体は、別添1に定める事業を実施するため、以下の事業を行うものとし、補助金の交付等の業務を適切に行うための体制を整えなければならない。

① 補助金の交付決定や額の確定に係る業務及び補助金の支払手続きに係る業務

② 基金事業の進捗状況管理・確定検査

③ 管理運営要領における第2の12(1)、(2)及び(3)に定める定期的な報告等に係る業務

④ 事業終了後における必要な精算に関する業務

- ⑤ その他の基金事業に必要となる事項として次に掲げる業務に係る対応
 - ・ 業務状況報告書等の管理
 - ・ 補助金の返還に関する業務等（返還金の受領等）
- (2) 補助金の交付にあたっては、都道府県からの交付申請に基づき、厚生労働省に対して交付決定に関する承認を経た上で交付決定を行うものとする。
- (3) 基金管理団体は、基金事業により取得した報告書・証拠書類等を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (4) 厚生労働大臣は、事業終了後であっても、事業の実施に疑義が生じたときは、報告を求める場合があるものとする。

第4 その他

1. 基金管理団体は、事業実施医療機関が行う基金事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等について、交付要綱の定めにより実施するものとする。
2. 基金管理団体は、本管理運営要領に疑義が生じたとき、本管理運営要領により難い事由が生じたとき、あるいは管理運営要領に記載のない細部については、厚生労働大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

病床数適正化緊急支援事業実施要綱

(1) 事業の目的

本事業は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う。

(2) 事業の実施主体

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第7条の2において「都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる。」とされていることを踏まえ、本事業全体としては都道府県を実施主体とし、基金管理団体は造成された基金の管理運営を行うものとする。

(3) 事業の内容

以下の医療機関に対し、給付金を支給する。

- ①令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数をいい、医療法第30条の4第10項から12項までの規定及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき許可を受けた病床（以下、「特例病床等」とする。）を含む。以下同じ。）の削減を行う医療機関
- ②「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関
- ③「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

(4) 事業の支給額

次により算定したものを、基金の範囲内で支給する。

- 1 削減した病床1床につき4,104千円とする。ただし、削減する病床

が休床の場合は1床につき2,052千円とする。なお、本事業における「休床」とは、本事業申請時（すでに削減済みの病床については、病床削減時）に休棟中の病棟の病床をいう。ただし、災害等のやむを得ない事情により休床となっている病床については、その事情について都道府県が認める場合は、休床ではない病床とみなすことができる。

- 2 支給対象の病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみを支給する。
- 3 「令和7年度（令和6年度からの繰越）医療施設等経営強化緊急支援事業」における「2. 病床数適正化支援事業」の支援対象となった病床については、支給しない。

また、算定にあたっては、以下を除くこと。

- ① 産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）
- ② 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- ③ 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- ④ 病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3の規定に基づき医療措置協定を締結した医療機関における協定を締結した病床又は協定を締結した病床数が確保できない程度の病床数。ただし、同法第10条に基づく予防計画において確保することとしている協定を締結した病床数が確保できている場合においては、余剰分について削減することを可能とする。
- ⑥ 特例病床等を有する医療機関で、休床等により、許可内容の用途で活用していない病床があり、該当の特例病床等の削減を行わない場合、全ての削減した病床数
- ⑦ その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみ
の診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）

イ 放射線治療病室の病床

ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床

エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関であって、同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者の入院による医療に係る病床

- ・ 上記のほか、別に厚生労働省から指示があった場合は、その指示を踏まえて支給する。

（5）留意事項

（5-1）給付金の支給について

- ・ 都道府県は、厚生労働省が示す申請に必要な書類のほか、「都道府県が実施する事業」としての確認に必要と認められる書類について提出を求めることができる。
 - ・ 給付金の支給を受けようとする事業実施医療機関は、都道府県に対して、厚生労働省が示す申請に必要な書類のほか、当該医療機関が所在する都道府県が必要と認める書類を添えて都道府県へ申請を行う。
 - ・ 都道府県は申請された書類の審査を行い、「都道府県が実施する事業」として適当と認める申請について、定められた期間までに厚生労働省が指定する所に提出することとする。
 - ・ 基金管理団体は、厚生労働省から提出を受けた申請に対し、医療機関に給付金を支給することとする。
 - ・ 都道府県は、上記（4）⑥により病床を削減する場合においては、要件に合致しているかや削減に関する可否等について精査を行うこと。
 - ・ 以下に該当する場合は支給対象外とする。
- ① 都道府県への申請日時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合
 - ② 令和9年3月31日時点において廃院する予定の場合

③ 令和9年3月31日時点において事業譲渡等を行う予定の場合

なお、①及び②に該当する場合においても、(5-2)の手続きを経た上で、当該地域における医療提供体制に支障がないと認めたものは支給対象として差し支えない。

(5-2) 以下に該当する場合においては、医療法第30条の14第1項に規定する協議の場等において議論を行った上で削減を行うこと

ア 「(5-2)の手続きを経た上で」とされている事項

イ 現に患者が入院している病床を削減する場合

ウ 病床数をあわせて100床以上削減をする場合

エ その他、都道府県において議論が必要と認める場合

なお、上記の場合においては、代替する在宅・外来医療等の対応や、他医療機関における患者の受け入れに係る調整等を踏まえて検討を行うこと。

(5-3) 実績報告等

- ・ 病床の削減状況については、医療機関は医療法第7条第2項に定める許可申請又は医療法施行令第4条に定める届出により都道府県に実績報告を行い、都道府県及び厚生労働省において、令和9年度に実施する「病床機能報告」における医療機関からの報告や、医療法25条に基づく検査時の施設表等により確認することとする。

(5-4) 給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下に定める事項に該当する場合、基金管理団体が支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア (5-3)による確認により、申請通りに病床の削減が行われていないことが確認された場合。

イ 給付金の支給を受けた日から令和19年3月31日までに病床を増加させた場合。ただし、医療法第30条の4第10項から第12項までの規定により都道府県知事において病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。

ウ 令和9年3月31日時点において(5-2)の手続きを行わずに廃院した場合、または事業譲渡等をしている場合

エ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合。

(5-5) その他

- ・ 削減する病床と医療法上の病床種別を同じとする休床の病床がある場合、休床から申請を行うこと。休床を残したまま、休床ではない病床の削減は認めない。
- ・ 特例病床等を削減する場合、都道府県においては、申請理由とされていた事象及び申請理由に対する現在の状況を確認の上、病床の削減について判断を行うこと。
- ・ 本事業により病床数を削減したときは、別に示す方法により、病床を削減した医療機関が所在する二次医療圏における基準病床数等を削減することとする。

(別紙様式1)

第 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇 〇〇

病床数適正化緊急支援基金管理運営要領に基づく事業計画の提出について

標記について、次のとおり実施するのでよろしくお取り計らい願いたい。

1 基金保管計画

基金の保有区分	年度当初保管額 (円)	年度内異動予定額 (円)	年度末保管予定額 (円)
合計			

(注) 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 基金運用計画

基金の保有区分	利息見込額 (円)	差益見込額 (円)
合計		

(注) 基金の保有形態別に、収入の種別により記載するほか、適宜、算出内訳を添付すること。

3 添付書類

- (1) 当該年度の中長期計画
- (2) 当該年度の年度計画
- (3) その他参考となる書類

(別紙様式2)

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(単位:千円)

基金の名称		
基金設置法人名		
基金の額	今回造成額	
	造成完了時における残高	
(うち国費相当額)	今回造成額	
	造成完了時における残高	
基金事業等の概要		
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	
	採択事業の最終的な終了予定時期	
	基金の解散予定時期	
基金事業等の目標		
補助対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		
その他の事項		

(別紙様式3)

厚生労働大臣への毎年度報告すべき事項

区分			記入欄	備考
基金の額(基金残高及び国費相当額)		前年度末基金残高	円	
		うち国費相当額	円	
基金事業に係る 収入・支出及び その内訳(今後 の見込みも含 む。)	収入	交付金	国からの交付額	円
		運用収入	運用収入	円
			うち国費相当額	円
		その他の収入		円
	前年度基金残高		円	
	返納額		円	
	支出	病床数適正化緊急支援業務支払額	円	
	今後の見込額			
保有割合				
保有割合の算定根拠				
事業の目標に対する達成度				

注1 提出を求める情報は、決算(見込)の係数によるものとする。

注2 金額は、円単位とする。

注3 保有割合の計算式は、直近年度末の基金額÷(事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費)とする。